

平成19年度
包括外部監査の結果報告書
(要約版)

特別会計(公営企業会計を除く)に係る
事務の執行及び事業の管理

平成20年2月

岩手県包括外部監査人
公認会計士 佐藤 孝夫

目次

I 包括外部監査の概要	3
(1) 外部監査の種類	3
(2) 選定した特定の事件(テーマ).....	3
(3) 監査対象部局	4
(4) 特定の事件(テーマ)を選定した理由	5
(5) 特別会計のあらまし	6
(6) 岩手県の特別会計の概要	7
II 結果と意見の要約	8
1. 母子寡婦福祉資金特別会計	8
2. 農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金特別会計	16
3. 中小企業振興資金特別会計	20
4. 証紙収入整理特別会計	23
5. 港湾整備事業特別会計	24
6. 土地先行取得事業特別会計	29
7. 流域下水道事業特別会計	29

I 包括外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件(テーマ)

以下の特別会計(公営企業会計を除く)に係る事務の執行及び事業の管理

- ・母子寡婦福祉資金特別会計
- ・農業改良資金特別会計
- ・林業改善資金特別会計
- ・沿岸漁業改善資金特別会計
- ・中小企業振興資金特別会計
- ・証紙収入整理特別会計
- ・港湾整備事業特別会計
- ・土地先行取得事業特別会計
- ・流域下水道事業特別会計

(3) 監査対象部局

監査対象	対象部局・室課等
・母子寡婦福祉資金特別会計	保健福祉部児童家庭課 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局各総合支局保健福祉環境部および保健福祉環境センター 各地方振興局保健福祉環境部
・農業改良資金特別会計	農林水産部団体指導課、農業普及技術課 県南広域振興局農林部 県南広域振興局各総合支局農林部 各地方振興局農政(林)部
・林業改善資金特別会計	農林水産部団体指導課 県南広域振興局各総合支局農林部および農林センター
・沿岸漁業改善資金特別会計	農林水産部団体指導課 各地方振興局水産部
・中小企業振興資金特別会計	商工労働観光部経営支援課 財団法人いわて産業振興センター
・証紙収入整理特別会計	出納局 総務部税務課 盛岡地方振興局税務部
・港湾整備事業特別会計	県土整備部港湾課 各地方振興局土木部
・土地先行取得事業特別会計	県土整備部県土整備企画室
・流域下水道事業特別会計	県土整備部下水道環境課 財団法人 岩手県下水道公社

(4) 特定の事件(テーマ)を選定した理由

国・地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計がある(財政法第13条、地方自治法第209条第2項)。特別会計は、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計である。しかし、むやみに特別会計の設置を認めることは、予算の統一的な経理を阻害するものであり、妥当なものとはいえない。

国では特別会計の改革を行政改革の重要事項として取り組んでいる。岩手県においても財政危機が叫ばれ、様々な行財政改革に取り組んでいるが、特別会計(公営企業会計を除く)についても例外ではなく、行政改革の重要事項として取り組む必要があるものと考えている。

一方、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法という。)が成立し、毎年度、実質赤字比率等の健全化判断比率を公表し、当該比率が基準以上である場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」の策定が義務づけられることとなった。

財政健全化法の成立により、一般会計に加え、特別会計についても、その執行及び管理の重要性が高まってきたといえる。

岩手県の特別会計(公営企業会計を除く)の平成18年度の当初予算の総額は279億円程度であり、その予算・決算については、それぞれ広く県民に周知されている。

岩手県の特別会計(公営企業会計を除く)を取り巻くこのような状況にあって、「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」という特別会計の意義が果たされているかどうか、また、その管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成しているかどうかにつき、県民にその実態を開示し、透明性を高めておくことが、さらに有意義になったと判断した。

そこで、特別会計(公営企業会計を除く)のうち、既に包括外部監査の対象となった県有林事業特別会計を除く、母子寡婦福祉資金特別会計、農業改良資金特別会計、林業改善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、土地先行取得事業特別会計、証紙収入整理特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計の9つの特別会計(公営企業会計を除く)を監査対象として選定し、特別会計(公営企業会計を除く)を本年度の監査対象とした。

(5) 特別会計のあらまし

国・地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計がある。

一般会計とは、国及び地方公共団体における中心となる基本的な会計で、特別会計に属さない予算を包括的、一般的に経理する会計のことをいう。

岩手県の一般会計は、県税を主な収入財源として道路、河川、警察署、学校、県営住宅などの建設をはじめ、介護保険や障害者に関する社会福祉、食品の安全性の確認や保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業、教育・文化の振興、警察活動など、県の行政運営の基本的な経費や事務事業を網羅して経理する会計である。

特別会計とは、国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる独立した財团的な会計で、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計である。

特別会計はそれぞれに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。単一予算主義の原則とは、国・地方公共団体の会計について、すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則をいう。しかし、この原則に固執すると、かえって個々の事業の損益や資金の運営実績などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、特定の事業について、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。もともと、一般会計から特別会計への繰り入れもあるため、完全に独立しているわけではない。

特別会計については、公営事業会計を含める場合と、含まない場合がある。簡単に定義立てを行うと、特別会計(広義の特別会計)には、公営事業会計を除く特別会計(狭義の特別会計)と公営事業会計があるといえる。

(6) 岩手県の特別会計の概要

岩手県では、公営事業会計を除く特別会計として10の特別会計が設置されている。

- ・ 母子寡婦福祉資金特別会計
- ・ 農業改良資金特別会計
- ・ 県有林事業特別会計(監査対象外)
- ・ 林業改善資金特別会計
- ・ 沿岸漁業改善資金特別会計
- ・ 中小企業振興資金特別会計
- ・ 証紙収入整理特別会計
- ・ 港湾整備事業特別会計
- ・ 土地先行取得事業特別会計
- ・ 流域下水道事業特別会計

一般会計と公営事業会計を除く特別会計をもって、普通会計と呼んでいる。

公営事業会計は、特別会計のうち原則として県税を収入財源とせず、独立採算制を追求する極めて企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計である。

岩手県では、公営事業として3つの特別会計が設置されている。

- ・ 県立病院等事業会計
- ・ 電気事業会計
- ・ 工業用水道事業会計

II 結果と意見の要約

1. 母子寡婦福祉資金特別会計

概要		(貸付残高 2,551 百万円)
資金の目的	母子寡婦福祉資金制度の趣旨は、配偶者のない母子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて、扶養している児童の福祉を増進し、安定した生活を営むようにすることを目的とする制度である。	
特徴	<p>最近利用されている母子寡婦福祉資金の種類は、『修学資金』及び『修学支度資金』に収斂してきている。このことは、全国的な傾向であり、岩手県においても母子寡婦福祉資金について、件数・金額ベースともに、『修学資金』及び『修学支度資金』の割合が実に全体の 90%程度にも及んでおり、当該資金貸付制度の大部分が、無利子・無担保の卒業後 20 年以内の長期割賦返済となる学資貸付制度の利用となっているのが実情である。</p> <p>貸付金の審査、実行、管理、回収の実務が不十分であり、また、各地区で統一されていない。延滞債権も収入未済額ベースで 179 百万円に及ぶ。</p>	

母子寡婦福祉資金特別会計(結果)

連帯保証人への対応強化;これまで連帯保証人へのアプローチが弱かったため、強化する必要がある。

連帯保証人に対する履行請求

債権回収に遅延が生じた段階で直ちに、連帯保証人へのコンタクトがされていないケースが多数散見された。連帯保証人へのアプローチは、各地区によって異なっており、積極的に連帯保証人への督促、訪問を行っていたところや、「延滞のお知らせ」を通知するだけで、債務履行の請求や訪問をほとんど行っていなかった地区もあった。取扱い手続に従って、債権回収に遅延が生じた段階で直ちに連帯保証人へアプローチする必要がある。

また、これまで連帯保証人に対して積極的に債務の履行を求めているとはいえない地区があった。さらに、借受者が自己破産等の法的処理を取ったにも拘らず、連帯保証人へ何ら履行の請求をしていないケースが散見された。

連帯保証人に対しても、債務の履行を請求することができるものであるから、積極的に履行請求すべきである。連帯保証人に対して、履行の指導協力要請や連帯保証人の債務負担能力に応じた履行請求等、より積極的、具体的に回収行為を行なえる仕組みを整備し、ディシジョン・ツリーなどを含めた借受人の履行遅延発生の段階からの、わかりやすいマニュアルを作成し、運用していく必要がある。

弁済能力が認められる連帯保証人に対する対応

明らかに弁済能力が認められるにも拘わらず、連帯保証人が債務の履行を拒否しているケースがある。このようなケースでは、母子寡婦福祉資金による貸付は、福祉的意味合いが強い債権だから、県が法的措置の行使等を行わないと見透かされている可能性も否定できず、また、このままでは、連帯保証人が支払を拒否し続ければ、時効が完成し、借受者・連

	<p>帯保証人とも返済を逃れられる可能性がある。</p> <p>このような弁済能力があるにも拘らず債務履行を果たさず、県の態度を見透かした可能性のある連帯保証人に対しては、貸金の回収のため、県は法的措置も辞さない厳しい姿勢で対応することなどについて検討する必要がある。</p>
<p>連帯借受者に対する対応強化; 修学資金等に関しては、子が連帯借受人となっているが、これまで債務履行の請求が弱かったので、強化する必要がある。</p>	
<p>修学資金の貸付は、当該資金の貸付により入学する者が、連帯債務を負担する借主として加わることが要請されており、児童が連帯借受者となっている。</p> <p>しかし、債権回収に遅延が生じた段階で、直ちに連帯借受者へのアプローチがされていないケースや債権の請求行為を行っていないケースなどが散見された。</p> <p>債権に遅延が生じるなど問題が生じた時点では、多くの振興局で、連帯借受者に対して、特段の対応を起こしていない。これは、あくまでも借主は、母親であり、子に心配をかけたくないとの親心に配慮したものからと思われる。しかし、子が既に成人し就職して立派に自立しているケースや公務員となっていたりする場合もあり、債務の弁済能力に問題がないと見受けられるケースがあった。</p> <p>多くのケースでは、借受者本人の意思を尊重した対応がとられていたが、修学資金による直接的な利益は子が受けており、資金貸出時に連帯借受者に対しては、きちっとした説明をしているケースが多く、連帯借受者が自らの法的立場等をよく理解しているものと考えられる。</p> <p>県側の対応として、連帯借受者に対して凛とした対応をとる必要があり、遅延が発生した時点から早期の対応に踏み出し、連帯借受者からの負担能力に応じた回収も積極的に行うべきである。</p>	
<p>滞留債権の管理状況; 滞留債権に関してリスクによりランク区分し管理する体制が実施されるようになったが、リスク管理が不十分。期日未到来分を管理していないが、含めて管理する必要がある。</p>	
<p>滞留債権の状況は、債権リスクに応じて集計されるようになっているが、債権管理のランク区分に関し次のように取り扱われている。調定額に対して少しでも弁済がなされれば、「1回の返済」として捉えているため、Bランクとされる。償還計画において僅かな金額を弁済させているケースでは、借受者から計画どおりに弁済を受けたことになりAランクとなっている。</p> <p>しかし、高齢化した滞留債権を有する借受者が債権全額の弁済ができないことが明らかに難しいケース等も含まれており、ランク区分する際に十分斟酌されるように留意する必要がある。</p> <p>また、滞留債権として把握している金額は、収入未済額であり、調定期限が到来していない債権に関しては、把握されていない。しかし、既に期限が到来している債権に関し遅延が生じている債務者については、当然に期限未到来の債権についても同様のリスク管理を行うべきであり、管理すべき債権として把握する必要がある。</p>	
<p>法的処理について; 法的対応が不十分であるので強化する必要がある。</p>	
	<p>借受者に対する法的処理</p> <p>まったく弁済がなされずに長期間不良債権化しているケースが散見された。これらの関係者に対し、特段の対応はされておらず、その措置に問題が生じている。借受者本人からの弁済もなく、連帯借受者とも連絡が取れずという状態のままになっていた。</p> <p>このまま放置しては、母子寡婦福祉資金は弁済しなくてもペナルティーがなく、ごね得</p>

	<p>であるといった風潮になりかねず、モラルハザードを引き起こしかねない。また、このような借受者等を放置すれば、大多数の誠意を持って弁済している母子家庭等において不公平感が生じてしまう。</p> <p>こういうケースの対応をどうするか、県でもしっかりした方針を立てるべきであり、一定の期間を定めて法的措置をとることなどについて検討する必要がある。</p>
	<p>借受者等の自己破産に対する対応</p> <p>借受者や連帯保証人が自己破産等の法的措置に踏み切った場合の県側の事務対応がはっきり定められておらず、未対応となっているケースがあった。破産申立書(写)、破産手続開始決定通知書(写)、免責決定書(写)等の関係書類が保管されていないケースも散見された。</p> <p>特に借受者の自己破産に関して、事前の連絡を受けていないケースもあり、また連帯借受者への債務履行の請求が行われていないケースもあった。</p> <p>借受者に破産等の法的整理がある場合、関係書類は、債権の完済または債権の償却時まで、適切に保存する必要がある。また、借受者に破産等の法的整理がある場合には、連帯借受者等への債務履行の請求を適切に行うように指導・措置する必要がある。</p>
<p>審査基準運用の徹底;貸付時の審査に関して、審査基準等のより厳格な運用が必要。</p>	
	<p>投資的資金への貸出</p> <p>事業開始/事業継続資金の申請において、本業があるにもかかわらずサイド・ビジネスにより利益を得ようとした投資的な貸出が、滞留・不良債権化しているケースが散見された。サイド・ビジネスとしては、化粧品の販売、健康食品の販売があったが、いずれの資金も不良債権化し償還金の返済が遅延している状況にあった。</p> <p>これらのケースの審査状況を確認したが、いずれの審査会での審査も、監査人の見目ではあるが、民間金融機関の審査と比べると、どうしても甘いといわざるをえない。結果的にこれらの貸付金が滞留・不良債権化していることも考察すると、サイド・ビジネスの難しさと審査の甘さがあったと言える。</p> <p>母子寡婦福祉資金の審査にあつては、どうしても福祉目的の貸付資金であることが前面にでてくるため、債務者のために良かれとして審査を通す結果となりがちである。しかし、特にサイド・ビジネスの販売見通し等に確固たるものがないケースでは破綻しているケースが多いことから、審査において厳格に対応しておくことが必要である。</p>
	<p>財産内容の正確な把握</p> <p>審査時点において、借受者の財産内容を的確に把握しておくことが重要であるが、検討が不十分なケースが見受けられた。このため、以下の措置が必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 貸付時の資産/負債状況のチェックを強化するため、多額の貸付に関しては、税務申告や所得証明等の提出を措置する。 ii 貸付時の誠実性のチェックを強化するため、特に複数資金の貸付時、督促状況や他資金の支払い状況をよく確認する。

母子寡婦福祉資金特別会計(意見)

不良債権の回収プロフェッショナル部署創設の必要性

母子寡婦福祉資金の回収業務は、県の自立指導専門員や償還協力員がその業務に当たっているが、不良債権化した債権の回収に関しては、特殊な業務であり、その対応に苦慮しているのが実状である。一定期間滞留した等の不良債権の回収に関しては、以下の理由から、回収専門部署を創設して、その任に当たらせることが望まれる。

- ① 自立指導専門員の本来業務ではなく、本業のサービスに悪影響を及ぼすこと。
- ② 現実的な問題として素人では回収の実効性が上がらないこと。

各部署で同じような不良債権が発生しており、集中的に処理するほうが効率的かつ有効であること。

違約金の取扱い(減免措置について)

借受者が支払期日に償還金又は一時償還すべき金額を支払わなかったときは、「延滞元利金額につき 10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」とされ、違約金を徴収することとなっている。

違約金の収益計上(認識)時点は、収入未済となっていた元利が回収された時点であり、この時点で始めて違約金額が計算され計上される。未済状態のまま、いくら違約金が計上されるかについては特に把握されていない。

母子寡婦福祉資金に係る違約金のペナルティー利率は、上記の政令で定められているが、10.75%と高い利率となっている。

母子寡婦福祉資金制度における貸出対象者は、経済的に恵まれていない母子家庭等であるため、当該資金は、借受者が誠意を持って弁済しようとしたけれども一時的に弁済できない状況に追い込まれる可能性が比較的高い資金である。弁済が遅延した場合にペナルティーを科し、弁済を促進させるという点に関しては理解はできるものの、母子寡婦資金の科しているような高いペナルティーを科すことは、誠意ある弁済者に対しては、酷な面がある。

また、高い利率のペナルティーを科されると、滞納者にとって、せっかく元利金額を返済したにも拘らず、新たに多額の違約金が科されることになり、いくら払っても借金が減らないという感が残り、弁済意欲が大きく後退する可能性がある。

母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条には、次の減免規定が付されている。「ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。」という但し書きである。『災害その他やむを得ない理由』があるかどうかの認定は、都道府県知事が行うことになっている。岩手県では、減免に関して「事務処理要領 10-5」に規定しているが、規定項目が現実のケースに対応できていない面があることから、当該減免規定を整備し、誠意ある弁済者を救済していくこと、あるいは新たに減額制度を設けて緩和する等の処置が望まれる。

債権回収時の充当順の周知徹底化

母子寡婦福祉資金の収入未済者からの弁済を受けるに当たっては、弁済を受ける金額をどの債権に充当させるかという充当順の問題が生じている。一般に、収入未済者の債務には、次の 3 つの債務が発生している。①元本②利息③違約金である。弁済を受ける金額を①あるいは②から、すなわち元利部分から充当させていけば、弁済された元利に対応した新たな違約金の発生

はなくなるものの、この時点で当該弁済部分に対応した違約金が新たに計上されることになる。一方、弁済を受ける金額を③違約金部分とした場合には、元利部分の弁済が行われていないため新たな違約金の計上はないものの、後日、元利部分を弁済した時点で違約金が計上されることになる。両者を比較してみると、弁済総額で後者の方が元利部分の滞納期間が長くなるため、違約金額の総額がその分増大して不利な取扱いとなる。

以上のように、充当順によって弁済総額が変動することになるが、各担当者によっては調定年月順に充当させたりしており、この取扱いが統一されていない。

県としては、利用者に対して、どのように取り扱うのかをはっきりと説明すべきであり、各振興局の担当課へ周知徹底しておく必要があると思われる。

回収行為等の実施要領(マニュアル)の作成;各地区、担当者の業務処理の統一化を図る。

各振興局等において債権回収に係る実務処理が相違していた。例えば各振興局等で延滞者に対して、督促回数、手段、連帯借受者や連帯保証人に対する債権の回収方法にばらつきが生じていることは、業務の効率性、有効性、公平性の観点から疑問が生じる。共通した債権回収の事務処理を実施するためには、各地区を統一的に取りまとめた県全体としての具体的な実施要領等の作成が望まれる。

なお、県には、各地区の調定額、収納額、未収納額を把握するだけでなく、その実績データを比較分析し、他地区より回収実績が悪い地区に対しては、その原因調査を行い、県が主導となって具体的な改善方策を指示する等の責務が期待される。

償還金の重要性の認識;利用関係者への制度運用の理解をはかり回収の促進を図る。

母子寡婦福祉資金制度は、母子家庭等の生活の安定と子の福祉の増進を図ることを目的とした貸付制度であり、その基本的な仕組みは、貸出金の増加部分に関しては、国からの借入金や一般会計からの繰入金によるものの、大部分の資金に関しては、当該資金の利用者からの償還金を次の利用者へ充当させていくものである。このため、償還金が延滞、欠損した場合には、資金が不足することになり、新たに当該資金を利用しようと希望する母子寡婦等への貸付ができなくなってしまう。このように、償還金が次の対象者への貸出財源となるため、期日どおりに償還金を回収することが制度運用上重要になる。また、母子家庭等からの回収に関して、生活が厳しいからといって、その回収を緩めてしまうことは、借受者のモラルハザードをまねくことにもなり、借受者間の公平性、公正性が確保されないことにもなる。

回収にあたっては、これらの制度運営の枠組みを、利用関係者によく理解してもらい、適切な対応をとることが望まれる。

連帯保証人への対応強化;これまで連帯保証人へのアプローチが弱かったため、強化する必要がある。

連帯保証人の要件について

岩手県では、申請にあたって次の要件を充足していることが要求される。

- i 独立した生計を営んでいること。
- ii 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の振興局管内に居住していること。

上記要件に関しては、地区ごとの各振興局においてローカル・ルールが適用されており、今後は、統一した基準により取り扱うことが望まれる。

	<p>連帯保証人の現況確認について</p> <p>連帯保証人に対して催告書を作成し、郵送しているケースにおいて、現住所へは一度往査したきりで、連帯保証人の所在確認は封書が戻ってきたかどうかで判断していて、十分な所在確認が行われていなかった。</p> <p>さらに、遅延債権先の連帯保証人の所在地や現況を的確に把握していないケースとして、借受者から、「連帯保証人である弟は既に亡っている。」と言われたにも拘らず、連帯保証人に対する現況確認が行われていなかったケースがあった。</p> <p>本人の所在が追求できる書類として戸籍謄本あるいは抄本を公用請求するなどして整備する必要があると思われる。</p> <p>また、保証人が死亡した場合には、住所変更等の連絡義務は借受人にあるが、県に連絡がないケースがあるため、借受人に定期的に確認を行い、特に、延滞債権に関しては、定期的に連帯保証人と連絡を取っておく必要があると思われる。</p>
	<p>連帯保証人への貸付時の説明について；貸付実行時の関係者への実質的な説明の必要性と回収時の対応指針の明確化及び具体策の検討が必要。</p> <p>貸付実行時においては、連帯保証人や連帯借受者に対して、事前に制度趣旨説明や連帯保証人としての責任の説明がなされているものの、当事者が十分に理解していないケースが見受けられた。回収が相当に遅延したため連帯保証人へ連絡を取ったところ、それを知った借受者から激しい抗議を受けている。</p> <p>このようなことにならないように、貸出時に借受者、連帯借受者、連帯保証人へ直接説明して、当事者の十分な理解を得る措置がなされているにも拘らず対応しない関係者に対応するために、借受者、連帯保証人に対する回収行為の指針を明らかにし、これに沿って具体的な方策を進めることが重要であると思われる。</p>
	<p>連帯保証人の保証能力について；保証能力のある適当な連帯保証人を設定する。</p> <p>監査人が調べた記録の中には、連帯保証人が申請時点で多重債務者であったと判断できるケースがあった。また、借受者本人が連帯保証人(弟)との間で、お互いにお互いの保証人となっていたりするケースも見受けられた。借受者自らが他者の連帯保証人になることの見返りとして借受者の連帯保証人になってもらうケースもあった。</p> <p>確実な回収を担保するために、連帯保証人は、保証能力のある適当な連帯保証人である必要がある。そのためには、多重債務者や母子寡婦福祉資金以外への債務保証の見返りのために連帯保証人になるような者等以外から連帯保証人をとることが望まれる。</p>
	<p>連帯保証人が自己破産している場合；新たな連帯保証人の設定が必要。</p> <p>連帯保証人が自己破産しているにも拘らず、新たな連帯保証人をつけていないケースがあった。</p> <p>このほか、連帯保証人が死亡した場合等についても、新たな連帯保証人を設定する必要があるが生じるが、未対応となっていた。</p> <p>確実な回収のためには、適切な連帯保証人である必要がある。そのため、連帯保証人が死亡したような場合には、すぐに連帯保証人を追加することが望まれる。</p>

借受者の高齢化問題;回収期間が長い場合、借受者が高齢化することへの対応が求められる。

弁済に遅延が生じた場合、借受者に対して償還計画書を作成させ回収に当たっている。償還計画を作成する趣旨は、借受者の弁済を計画的に行わせること、借受者に当該返済計画を確認させ履行を促すことにある。

各振興局において、少額でも回収しようと償還計画書を作成させ、回収をはかっているケースが散見された。しかし、借受者自身が、すでに高齢になっており、僅かな金額の回収では、とても生存中に全額の返済は難しいと思われるケースがあった。このような既に高齢化しており完全回収が難しいと思われる先に対する対応が問題となるが、現状では、償還計画書どおりに回収している場合は特段の対応が取られておらず、回収問題の発生が先送りされている。

不納欠損処理の必要性

母子寡婦福祉資金のなかには、時効が未到来である等の理由で法的には債権として残っているものの、借受者等の資産状態、回収状況から県が回収不能であると判断しているものがある。

このように、今後の償還見込がないと判断される場合は、不納欠損処理の検討が望まれる。

不納欠損処理をしないこと理由として、①県議会の議決を経る必要があること ②延滞債権につき、どのような状況に至った場合に、不納欠損の手続をとるべきといった明確な方針が定められていないことが挙げられる。

しかし、母子寡婦福祉資金貸付金の中には弁済期限の長い資金があるため、これを回収不能が明らかになったときに処理せずに先送りすることになると、徒に回収不能債権が溜まるだけであり、債権の実態を表さなくなる。県は回収不能債権につき適切な処理を行うとともに、その内容について開示し、説明責任を有していると考えられる。

審査基準の運用の徹底;貸付時の審査に関して、審査基準等のより厳格な運用が必要。

既債務の弁済可能性の検討について

審査において、借受者の弁済能力が十分に検討されていなかった、次のようなケースが散見された。

修業資金貸付時点において、既に事業開始資金が滞留していた案件があり、不良債権化するの明らかでありながら貸出行為が行われていたケースや多額な住宅ローン残高を抱え、更に修学資金の未済額を有していたケースで、審査当時から弁済能力が認められないケースでも貸出が実行されていた。

母子寡婦福祉資金の審査にあつては、どうしても福祉目的の貸付資金であることが前面にでてくるため、債務者のために良かれとして審査を通す結果となりがちである。しかし、このような一方で県からの貸出が滞納している者への追加の貸出は、加重債務となり、破綻する可能性が高いと言わざるをえず、審査において厳格に対応しておくことが必要と思われる。

事業開始資金における事業計画の検討

「事業継続資金」の貸出において、事業計画の検討やその後の経過確認が不十分なケースがあった。事業計画に関しては、専門家の指導により作成されることが望ましいが、そのようなものはなかった。

住宅購入に伴い、自宅の一部を改造して店舗にしようとする事業計画が提出され、審査

されていたが、実際に店舗が開設された場所は違う場所に開設されていた。結果、当該資金の使途が相違していたことになる。また、本件では、自宅購入に過大なローンが組み立てられ、債務が加重負担であり弁済能力に問題があったにも拘らず、審査で十分な判断がなされていなかった。本件は、その後業績不振で自己破産している。

事業計画の検討は貸出審査にとって、最も重要な行為であり、慎重に事業計画の実現可能性を検討しなければならないものである。特に収益の動向に関しては、十分な分析のもとに計画され達成可能なものになっているか検討することが必要と思われる。

研修会の企画/開催;債権回収の実務のレベル・アップを図る。

管理手法等をマニュアル化して、その共有化を図り、組織的、体系的な研修を実施し債権回収業務のレベル・アップが必要となる。さらには、児童扶養手当返還金該当者への対応や県営住宅他家賃や県税等の他債権の回収業務と連携した研修/教育が効率的である。

教育/研修する施策としては、中央で合同研修会を開催し、地方振興局職員も参加させたり、テレビ会議等による同時通信システムを利用したり、教育教材として電子映像化して媒体を配布する等の措置が考えられる。

2. 農業改良資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金特別会計

概要 (貸付残高 農業;430百万円、林業571百万円、沿岸漁業445百万円)	
資金の目的	<p>第1次産業のもつ公益性を重視し、農業、林業、漁業に属する民間企業・個人に対し、地方公共団体である県が貸付を行う制度である。</p> <p>農業改良資金には、農業改良資金と就農支援資金の2資金あるが、いずれも農業の発展のために、農家に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。就農支援資金については、青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを直接の目的としている。</p> <p>林業改良資金には、林業・木材産業改善資金と木材産業等高度化推進資金の2資金があるが、いずれも最終的には林業の発展のために、林業を生業とする企業・個人に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。</p> <p>沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業の発展のために、沿岸漁業を生業とする企業・個人に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。</p>
特徴	<p>農業改良資金や林業・木材産業改善資金は直貸と転貸があり、県では転貸を利用するように借入者に促しており、直貸が少なくなってきた。</p> <p>基金造成した金額に見合った十分な利用がなされておらず、農業で3億25百万円、林業で4億99百万円、沿岸漁業で8億33百万円と多額な金額が繰越金となっている。</p>

農業改良、林業改善、沿岸漁業改善資金特別会計(結果)

貸出審査時・実行時の資料の保管

農業改良資金・林業改善資金において、貸出実行時の審査資料が保管されていない例が散見された。保存期限の短い、各年度のつづりの中にしまわれたため、廃棄されたものと推定できる。

債権は、その金額が返済されるまで存在する権利である。したがって、貸出にかかわる資料は貸付の審査から債権の完済まで、債権の管理に役立つように保管・管理される必要がある。

貸付審査・実行に係る書類は、債権が存続する間、その債権の妥当性を検証するために必要な資料であり、また、貸付審査・実行に係る書類は延滞が発生した場合に回収の手がかりとなる資料であり、償還が行われている間は保存する必要がある。

民間金融機関等では、これらの資料の保管は厳格に行われており、行方が分からなくなるといった事態はあってはならない。

償還が行われている債務者に対するこれらの書類は、償還が終わるまで完全に保管する必要があるとともに、その管理の方法を明瞭にしておく必要がある。

必要書類の完全な入手

C組合に対しては、平成4年度から平成7年度まで毎年貸出があったが、その貸出時に、組合の所得証明等の資料が入手されていない。

これらの資料は、債務者の返済の能力の分析に不可欠な資料であり、適正な貸出の審査・実行

を行うために、必ず入手すべきである。

貸出の審査にあたっては必要な書類を揃え、それらを十分に分析・検討することが必要である。

回収記録の作成

沿岸漁業改善資金で延滞が発生し、借受者が行方不明になっている案件があったが、行方不明の経緯や督促、面談、回収状況を記録した資料が作成されていなかった。

いつから行方不明になったかは当該債務の時効の起算点を決める重要な要素であり、回収記録等で明確にしておく必要がある。また、回収記録等の文書資料は、回収行為のための情報を以降の担当者に連絡するための重要な資料となる。

そのため、延滞や行方不明といった事項が発生した場合には、回収記録等を作成する必要がある。

連帯保証人変更時の審査方法

T氏の貸付では、当初の連帯保証人が他県に転出しているため、連帯保証人を変更している。

岩手県農業改良資金事務取扱要領第53条によれば、連帯保証人を変更する場合は、地方振興局長が内容を審査することとなっている。

しかし、本案件においては、農協を経由した時点で、連帯保証人として妥当と判断できると解釈し、盛岡農業改良普及センター所長の意見が「変更可」であったことをもって内容審査としている。

農協は当該貸付の債権者や保証機関ではなく、当該貸付の不払いによって不利益を被るものではないことから、適切な連帯保証人の選任することに対して十分な動機がなく、このような解釈は適当でないものと考えられる。また、このような審査方法では、債権者となる県と新連帯保証人の間で十分な意思疎通ができず、新連帯保証人の当該貸付に対する責任感が低くなる懸念される。

したがって、このような連帯保証人の変更については、貸付の回収について不利益を被る可能性のある県の機関が携わるべきであり、安易に他の機関を利用すべきではない。

主債務者・連帯保証人への適時の対応

債権の回収は、早い者勝ちの要素があり、不測の事態の発生に対して、適時に対処することが必要となる。そのため、民間の金融機関では、延滞等の事態が発生した場合、適時に行動することでその被害を最小にするように心がけ、各種制度を設定している。

県の対応は下記のケースに見られるように、民間の金融機関と比較すると、対応が極めて遅いケースが散見された。

ある債務者のケースであるが、破産申立の通知が届いてから、破産者に対する対応の検討を行い、連帯保証人への説明を1度行っている。しかし、具体的な支払い方法を決定することなく、その後2年間連帯保証人への連絡は一切行われていなかった。しかも、連帯保証人に対し突然、納入通知票を発送していた。

上記対応は、民間の金融機関と比較した場合、非常に遅い対応といえ、かつ、的確な回収のためには不十分な対応であるといわざるをえない。

農林水産部では、債務者が法的整理を行った場合の県の対応について「県直貸資金に係る債権管理実務必携」において、その手続を定めており、今後は当該手続に従って、適時、適切な対応を取ることが求められる。

連帯保証人への積極的な請求と回収の必要性

監査の対象とした貸付制度の中で延滞等が発生した場合、県は主債務者や主債務者の代表取締役や親子・兄弟姉妹の近い親族といった主債務者と同視しうる連帯保証人に対する請求や回収に対する積極性が、主債務者の従業員や遠い親戚、知り合いといった主債務者と同視しえない連帯保証人に対する請求や回収について同様に認めることができないケースが散見された。

具体的には、次のようなケースがあった。

- ・主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が返済を行っているが、現状のペースでは完済まで100年もかかるのに、主債務者と同視しえない連帯保証人には請求を行っていなかった。
- ・主債務者と同視しえない連帯保証人には、主債務者や主債務者と同視しうる連帯保証人が破産や死亡した後に、やっと請求を行っている。

主債務者が破産や死亡している場合等、たとえ連帯保証人が債務承認や支払いを行っていたとしても、時効は中断することなく、時の経過によって時効が完成してしまう。結果、連帯保証人の時効の援用によって時効が成立することになると解されている。連帯保証人の時効の援用は、連帯保証人が決めることであり、県が関与できることではない。

そのため、貸付については時効が完成する前に、連帯保証人も含めて回収をしておくことが肝要となる。

また、連帯保証人の死亡等によって当該保証人の財産が分散した場合、県の当該財産への実際的な追求力は弱まってしまい、十分な回収ができない可能性が高まることになる。

従って、県は貸付について延滞が発生した場合、的確な回収をなし、税金を無駄にしないためには、主債務者と同様に連帯保証人に対しても適時かつ積極的に請求・回収を行う必要がある。

農林水産部では、「県直貸資金に係る債権管理実務必携」において、その手順を定めており、今後は当該手順に従って、連帯保証人に対しても適時、適切な回収を行うことが求められる。

事業破綻の場合の対応について

有限会社 B 社については、事業廃止の決断の上申書を会社と代理人である弁護士の双方から入手していたが、実際に事業が廃止になったことを証明する資料を入手していなかった。そのため、当該債務者が実際に事業廃止したかどうか不明となっている。

債務者が実際には事業廃止を行っていない場合、債務者から回収を行うべきであり、また、実際に事業廃止となっていた場合、時効の中断事由や時効の起算点が明確にならず問題となる。

上記のような上申書等が債務者等からあった場合、債務者の状況を確実に把握できる適正な資料を入手し、保管すべきである。

延滞債務者へのモニタリングと財産の任意整理

債務者である T 氏は土地等の財産を任意に処分して農業協同組合への返済を行っており、結果的に、県は当該農業協同組合に出し抜かれている。

債権者として債務者の財産の状況を常に把握しておくことは当然であり、また、破産等の法的整理がかかる前の換金価値のある財産の処分からの債権の回収は早いもの勝ちの要素があるため、返済に困難が生じている債務者に対しては、財産の任意整理等を行い、返済を促すのは債権者としての常識である。

延滞のある債務者については、財産状況等について十分な調査・モニタリングを行い、必要に応じて、財産の任意整理によって、返済を促すといった手続が必要である。

農業改良、林業改善、沿岸漁業改善資金特別会計(意見)

転貸の積極的な活用

県は貸出のプロではないため、民間の金融機関に比べて、貸出の審査能力や回収能力が高いとはいえない。また、各種法令や条文のとおりの手続を十分踏んだとしても、延滞債権等は発生するものである。

現在では、本制度において、県として直貸を極力抑えて、積極的に転貸を利用する方針にしている。

これら公益性のある貸出については、今後、より県からの直貸は控えて、転貸を利用するように利用者に促す等の方針や措置が行われることが望まれる。

船舶への担保設定

相続税法上、船舶は物納財産となることが認められている。その意味で船舶は換金価値の非常に高い財産であるといえる。

沿岸漁業改善資金では、漁船建造及び機関換装、魚群探知機等が貸付の対象となっているが、漁船建造の場合は、船舶そのものが融資対象物件であり、船舶に対して物的保証を取ることが望まれる。また、機関換装等の場合にあっても、有力な保証人が確保できない場合など、必要に応じて船舶に物的保証を取ることが望まれる。

3. 中小企業振興資金特別会計

概要		(貸付残高 10,126 百万円)
資金の目的	<p>中小企業者の健全な発展が、日本経済の発展および国民生活の向上に寄与するものであるといえることから、中小企業者に対し、公平な事業活動の機会を確保し、その発展に資するために、地方公共団体である県が貸付を行う制度が設けられている。</p> <p>中小企業振興資金特別会計の中には、小規模企業者等設備導入資金と中小企業高度化資金の2資金がある。</p> <p>それぞれの対象資金は、中小企業の振興のために、中小企業に資金を融通し、その事業を資金的にサポートすることを目的としている。</p>	
特徴	<p>小規模企業者等設備導入資金については、県が(財)いわて産業振興センターを通じて中小企業者に貸付を行っているため、県の貸出先は(財)いわて産業振興センターのみとなる。平成 18 年度時点では(財)いわて産業振興センターの債権について延滞はない。</p> <p>中小企業高度化資金は、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構と各都道府県が一体となって支援する制度である。貸付 B 方式の場合、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて組合等に貸付を行っているため、貸出先は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみとなる。平成 18 年度時点では独立行政法人中小企業基盤整備機構の延滞はない。</p> <p>貸付 A 方式の場合、県が直接組合等に貸付けるため、県は貸付債権の回収不能リスクを直接負い、延滞の発生可能性が高くなる。</p> <p>貸付実績及び貸付残高の推移をみると、設備導入資金が増加傾向であるのに対し、中小企業高度化資金は貸付実績が 1 件ずつであり、貸付残高については減少傾向が見てとれる。この中小企業高度化資金の貸付実績及び貸付残高の減少は、主として各地域の工業団地やショッピングセンター造成等に係る資金需要が一段落したことを原因とする。</p> <p>平成 18 年度の滞納繰越額は 1,468 百万円と多額であり、平成 16 年度から増加傾向にある。また、収入済額の調定額に対する回収金額の割合である収入率は 44% となっており、平成 15 年から平成 18 年までの期間で下落傾向にある。</p> <p>これらの傾向は、地域経済の長引く景気低迷により借受者である中小企業者の経営不振を反映した結果であるとはいえ、歳入をもって歳出をまかなう特別会計たる中小企業高度化資金制度の存続意義が問われかねない状況にあるものと認識される。</p>	

中小企業振興資金特別会計(意見)

償還の単年度猶予が連続して行われている先への対応

単年度猶予は、中小企業者の一時的な要因による資金不足を救済する制度であり、県は「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 36 条の規定に基づき、中小企業者の経営改善計画の妥当性、事業の継続性、資金調達の努力、償還への誠意等を総合的に診断し、機構と協議のうえ、その可否を決定している。

県ではこの単年度猶予制度を連続して適用しているケースがある。原則としては、単年度猶予後は償還が約定どおり行われなければならないが、経済事情の著しい変動や、その他特別の事情により、結果として改善計画が長期化し、単年度だけでは償還能力が十分回復しない場合があり、それに対応するため県では単年度猶予制度を連続して適用するという対応をしている。他方、同準則第 39 条では、最終償還年度において、一定の要件を満たした場合に、最大 10 年間の期限延長を認める規定があるため、これを踏まえて県及び機構では、最終償還期限から 10 年延長した場合の償還可能性を視野に入れ、条件変更が徴収上有利と判断される場合には、連続した単年度猶予を認めてきている。

しかしながら、このような単年度猶予の運用は、当該規定の所期の目的に照らし、必ずしも合致するとはいえない。また、実質的な不良債権が顕在化しないおそれもある。このような現状を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構では平成 20 年度から償還猶予の規定を改正する予定でいる。当該改正では、単年度では経営の改善が見込まれない中小企業者については一定の要件のもとに複数年の償還猶予とし、償還能力の実態に合わせて償還計画を策定させるとともに、実質不良化している債権は、猶予を認めない方針でいる。

県としても、独立行政法人中小企業基盤整備機構の準則に基づき、中小企業者に長期的戦略に基づく経営計画を策定させるために、複数年度猶予制度を原則とするとともに、実績が計画と大幅に乖離するような中小企業者に再度単年度猶予を認める場合は、一定の合理的な条件を付し、その条件が満たされない場合は、その後の単年度猶予は認めないなど、厳正かつ迅速な診断及び対応等を行う必要がある。

延滞債権の連帯保証人への請求について

県の債権管理マニュアル上、延滞債権を回収可能性の程度に応じて分類し、各延滞債権の分類ごとに対応を区分することになっている。

特に、回収困難な貸付先への対応としては、「定期的に訪問指導を行い、その取組みいかんによっては、担保処分(任意処分、抵当権実行、強制執行)及び連帯保証人に対する請求など強力な措置をとる。」となっているが、中小企業高度化資金延滞企業債権管理台帳を見る限り、全ての連帯保証人及び相続人(以下、「連帯保証人等」という。)に対して請求がなされていない場合がある。

連帯保証人等には、催告の抗弁権および検索の抗弁権がなく、分別の利益も認められていないため、主債務者と同様の返済責任を負っている。そのため、主債務者と同様に債権者から弁済請求されても拒否することができない。

適格な回収をなし、税金の無駄使いをなくすためには、連帯保証人等への請求を強化し、回収可能性を高めることが必要であり、そのことが県民の利益につながるものと思われる。

中小企業診断士が作成に関与する診断(審査)調書の添付

設備資金貸付制度には貸付審査に際して、中小企業診断士が作成に関与する小規模企業設備導入診断(審査)調書が添付されるのに対して、設備貸与制度では当該調書の添付がない。しかしながら、両制度の対象企業の範囲はほぼ同じであること、及び貸付限度額は設備資金貸付制度と比較して設備貸与制度の方の金額が大きいことから、設備貸与制度に関しても貸付審査に際して当該調書の添付を求めるのが望ましい。

4. 証紙収入整理特別会計

概要	
特別会計の目的	岩手県証紙収入整理特別会計条例において、収入証紙等の経理の適正を図るため、特別会計を設置している。
特徴	特別会計の歳入は、売りさばき人が県民への販売のために振興局から購入した証紙代金となる。一方、歳出は、県民が売りさばき人から購入した証紙を活用して、各種申請を行った件数及び金額が各地方公所・主管課から出納局に報告され、その報告に基づき、特別会計歳出から一般会計歳入(使用料及び手数料)にその金額を繰出す金額となる。売りさばき人への証紙売却時と申請/使用実績報告時とのタイムラグ分があり、余剰資金が発生する。

証紙収入整理特別会計(意見)

特別会計から一般会計への繰り出しについて

証紙収入整理特別会計の歳入・歳出の推移を見ると、平成 10 年度をピークに諸費として一般会計に繰り出された金額は減少しており、このことから証紙収入整理特別会計には一般会計に繰り出しを行う余力がなくなっていることがわかる。これは平成 16 年度から諸費が発生していないことから同様のことがいえる。監査対象期間である平成 18 年度においては、証紙収入整理特別会計から一般会計への繰り出しはないが、県の財政状態の透明化を促進するためにも、今後も特別会計から一般会計への繰り出しは行うべきではない。

5. 港湾整備事業特別会計

概要	
特別会計 の目的	<p>地方自治法第 209 条第2項の規定に基づき、港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋及び貯木場を使用させる事業に限る。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため、岩手県港湾整備事業特別会計を設置する。港湾整備事業特別会計は、地方財政法上、公営企業の一つとして位置づけられることから、その経費は、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることとなる。</p>
特徴	<p>① 港湾整備事業は、事業計画から整備終了までの期間が非常に長く、また整備予算も多額であることが特徴として挙げられる。このため、一旦整備工事が開始されると、当初の利用見通しと大きく乖離したとしても、その軌道修正が難しいことになる。</p> <p>② 岩手県の港湾施設使用料による収入は、わずか 181 百万円しかなく、非常に低い水準である。使用料収入をもって県債の元利償還に充てなくてはならないが、この金額では、当年度整備費及び管理料等の運用コストをすら負担できていない。運用コストである整備費を県債で負担している状態になっていて、財政を苦しめる不健全な状況にあり、公営企業を前提とする限り相当に問題となる収入水準である。そもそも事業化できる水準の規模にはなく、採算ベースに合わせることに、すなわち公営企業の論理で採算をはじくこと自体が困難である。</p> <p>③ 「繰入金」と「繰出金」の差額、NET金額は、一般会計から実質的に特別会計へ資金投入している金額であり、特別会計にとっては借入金の性格を有する。昭和 59 年から 23 年間にわたるNET投入額は 356 億 95 百万円と多額になっている。</p> <p>④ 県債残高は、16,794 百万円と多額になっており、元利返済が負担になっている。</p> <p>⑤ 使用料収入が少額であり、かつ毎年逡減を続けてきている。</p> <p>⑥ 職員数が低減しており、管理面の効率化が強く要請される状況になってきている。</p> <p>⑦ 港湾施設の利用率が各港湾で約 10% 台という低水準であった。特に、水面貯木場の利用率が低い。</p> <p>⑧ 造成した工業用地の未売却用地が存在している。</p> <p>⑨ 久慈港をはじめ港湾計画の将来見通しが甘い。</p> <p>⑩ 大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立開発事業は、海上出入貨物量が大幅に減少した中、当初の利用が実現できるか不明である。</p>

港湾整備事業特別会計(結果)

港湾施設の管理状況;

各港湾では、港湾管理者として港湾施設の管理業務を行っている。

しかし、職員数が少なくなり、定期的に巡回して管理することが難しくなっている。

港湾施設の使用や占用の申請、許可等の業務に関しても、「申請」されたものを書類審査のみ行っているのが実状である。このため、埠頭や野積場等で不当な利用や廃棄等が行われるケースが出ている。

管理部所は、申請書類等のチェックだけでなく、サプライズとして港湾施設を不意に視察、巡回、検査するなどの手段を講ずる必要があると考えられる。

<久慈港>

港内視察を行ったところ、-4.5m2 号岸壁背後の埠頭用地の久慈市営の公害防止施設の周りに使い捨てになったドラム缶等が汚く廃棄、積上げられていた。これらのゴミを廃棄する行為は、県港湾施設管理条例第3条第2項、第3項に該当する違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。

<宮古港>

出崎埠頭と鉾ヶ崎地区の交点の駐車場として使用させている用地において、廃車が放置されていた。また、壊れた家電品も廃棄され、まさにゴミ捨て場状態になっていた。

これらのゴミを廃棄する行為は違法行為であり、衛生的に施設を利用させるよう指導、監督を強化すべきである。

<宮古港>

神林地区に漁船が陸揚げされ保管されていたが申請は出されていなかった。神林地区にも作業小屋のような掘っ立て小屋が1棟建てられていたが、同じく申請が出されていなかった。

これらは、港湾施設の無断使用に相当するものと考えられることから、厳重に抗議する必要があると共に、港内施設の巡回時にチェックし、撤去する必要がある。

港湾整理事業特別会計(意見)

資本費平準化債の発行について

現在発行されている県債から繋ぎ資金として起債可能な資本費平準化債の額は、以下のようになっている。今後も、資本費平準化債の発行に依存することになると、債券の発行残高は、ますます増加していくことになる。資本費平準化債のメリットは、資産の利用可能期間と債務の弁済期間のバランスを計り、資金の弁済を楽にするところにある。しかし、当該資産から得られる収益の額が、その運用コストにも満たない本県の場合には、弁済資金が捻出できないことから、資本費平準化債を利用して形式的に償還期限を遅らせたとしても、資金的には金利負担が増大するだけであり、将来の資金繰りを益々苦しくすることになる。このため、資本費平準化債の発行に関しては慎重に行われるべきである。

起債年度	資本費平準化債発行可能枠
平成 19 年度	415 百万円
平成 20 年度	391 百万円
平成 21 年度	369 百万円
平成 22 年度	344 百万円
平成 23 年度	228 百万円

港湾台帳の整備について

各港湾では、港湾設備に関して港湾台帳を作成して管理者としての務めにあたっている。各港湾で港湾台帳を通査したところ、事業費を記録していないケースがほとんどであった。公会計では、貸借対照表を作成する義務がないことから、残高を記録する仕組みが構築されていない。しかし、事業の採算性を把握し、県が保有している財産評価を行うといった場合には、ストックを記録した帳票が必要となる。

特に、港湾台帳に記録する用地や港湾設備は高額であり、将来に向けて正確な情報を確実に伝えていくことが望まれる。

そのためには、少なくとも港湾台帳への記載をしっかりと行なうことが必要である。

港湾施設の利用状況

岩手県における各港湾の施設の利用状況は、以下のようによまとめられる。

極めて、顕著なことは、稼働率が低いことである。釜石港 19.5%、大船渡港 13.8%、宮古港 16.6%、久慈港で 9.7%となっている。

特に、貯木場の利用率は圧倒的に低くなっている。これは、南洋材から北洋材への転換の影響を受けたことによるものである。北洋材の貯木は水面で行う必要がないことから、水面貯木場が利用されなくなった。

貯木場の利用率は、大船渡港永浜地区で 2.7%、宮古港神林地区で 3.7%となっており、ほとんど利用されていないといっても過言でない。

上屋に関しては、釜石港で2棟、宮古港で 4 棟しか保有しておらず、特に釜石港の2棟に関しては倉庫設備が老朽化していて、雨風を凌げればよいといった倉庫である。

これらの港湾施設の利用率を上げる施策を講じていくことが、最低限必要となっている。

工業用地の造成及び売却状況

久慈港半崎地区

全体の土地売却割合は、65.4%となっているが、そのうち国家プロジェクトであった石油備蓄地下施設用地売却分を除いた工業用地だけの売却割合は 49.4%となっている。平成 17 年度によく K 社に港湾関連用地を工業用地へ用途変更して売却している。その後、K 社の拡張に伴い売却してきているが、まだ、半数以上の用地が未売却となっており、積極的な販売活動が要請される。

久慈港諏訪下地区

当地区の工業用地の売却率は、12.5%となっている。
もともと、工業用地として造成した土地はなく、埠頭用地から工業用地へ変更して、民間食品会社へ売却している。久慈港諏訪下地区の工業用地は明らかに過大となっており、今後も積極的に用地売却を図ることが望まれる。

宮古港藤原地区

当地区の用地の売却率は 54.1%となっている。このうち工業用地の売却率は 48.6%となっており、まだ半分ちかい工業用地が売却できずにいる。最後に売却できたのが、平成 11 年であり、買い手がつかない状況で推移してきているが、できるだけ早期に売却できるように積極的な販売活動が要請される。

工業用地の造成原価

久慈港半崎地区の造成原価

当地区の開発面積は 116,540 m²であった。
既に売却済みとなっている部分は 72,326 m²となっており、未売却部分が 44,214 m²となっている。
売却した部分の売却単価は平均で 23,970 円となっており、造成原価 32,400 円を下回っていた。さらに、K 公団に売却した備蓄基地用の用地以外については、売却単価は 9,900 円/m²になっており、赤字幅はさらに大きくなっていた。
造成原価総額 37 億 68 百万円のうち、回収した金額は 17 億 34 百万円となっており、未売却の土地開発の部分が原価回収できておらず、未回収額は 20 億 34 百万円となっている。
当該、用地売却において、売却価格については、県職員が評価算定した 9,900 円/m²とされた。一方、造成原価は 32,400 円であるので、明らかに採算割れた物件になってしまった。
このような赤字となった原因について分析し、今後の開発に生かす必要がある。当該地区の開発が赤字になった原因に関しては、当初の計画が明らかに過大計画であり、石油地下備蓄を核にした巨大開発を夢見たことに原因があると考えられる。

大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立開発

平成 4 年度に改定された大船渡港港湾計画においては、県南地域を背後圏とする流通拠点として、また産業基盤としての物流機能を強化し、地域産業振興のための用地の確保が施策として掲げられた。永浜・山口地区の公共埠頭計画は、増大する海上出入貨物量と船舶の大型化に対応するためのものとして、-13m岸壁 2 バース、-10m岸壁 2 バース、-7.5

	<p>m岸壁 3 バース(補助分)の整備が計画され、併せて背後埠頭用地を整備して、地域産業の振興に資するために工業用地の造成が図られた。</p> <p>しかし、海上出入貨物量は予測では大幅に増加するはずであったものが、現実には大幅に減少してしまった。しかし、当初の見込みが大きくはずれたにも拘らず、見直し作業は行われずに開発は進められており、既に相当部分が造成され、来年度には一部供用されるところまで工事は進んでおり、このままでは、うやむやのうちに開発が完了してしまう見込みである。</p> <p>今後どうするかの問題であるが、残りの工事を凍結し、工業用地へ進出する企業を募集し、残工事に関して自費開発させる等の対応も考えられ、来年度に向けて慎重かつ迅速な対応が要請される。</p>
<p>船舶給水委託料の業者選定について</p>	
	<p>大船渡港の給水業者の選定は、野々田地区と茶屋前地区のそれぞれの地区ごとに選定している。</p> <p>野々田地区をA社が、茶屋前地区をB社が業務するようになっている。それぞれの地区において各社を選定した理由として、「従来から大船渡港において当該業務に携わっており、大船渡港の港湾施設及び港湾の事情にも精通している。また、事務所が給水場所に近く、休日、祝日、昼夜の給水業務にも対応できることから、同人に当該業務を委託することが得策であると思料される。以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約としたい。」とされている。</p> <p>しかし、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」となっており、給水業務が当該規定による競争入札に適しない業務とする理由にはなっていない。</p> <p>毎年A社、B社の見積額が同額となっていることも不自然であり、競争原理が十分に働いているか疑問である。</p>
<p>整備費</p>	
	<p>大船渡港永浜/山口地区の工業用地埋立工事</p> <p>当該工事は、永浜・山口地区埋立工事に係るもので、当初はポンプ土取り 194,100 m³であったものに、魚市場前の浚渫のためのグラブ土取 4,800 m³を追加工事としている。</p> <p>当該グラブ工事は、もともとの入札の対象とした工事仕様には入っていない工事であり、仕様変更という形で後から追加、変更されたものである。県では、仕様変更による追加工事を一定金額割合まで認めているが、認められる範囲はあくまでも同一工事内に限られるべきであり、別途工事にまで拡大して取り扱うべきではない。この他にも、当初の仕様にはない工事が追加されていたケースが散見された。</p>

6. 土地先行取得事業特別会計

概要	
特別会計の目的	「国庫債務負担行為に基づく用地先行取得制度」（用地国債）を活用し、国土交通省所管の国庫補助事業の実施に必要な用地を取得するために設置。
特徴	県の用地取得部門である補助事業取得者と用地売却者の間をスルーさせるだけの会計であり、裁量的な土地の先行取得は行なわれていない。近年の土地取得実績はダム建設事業に係るもので、年に1件あるかないかの程度である。

7. 流域下水道事業特別会計

概要	
特別会計の目的	流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的とする。
特徴	<p>流域下水道事業は企業性が強く、「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」という特別会計の意義にあった事業である。</p> <p>主な歳出費目は、公債費を除くと、管理費と建設費である。このうち管理費は受益者となる市町村がほぼ市町村維持管理負担金として負担している。管理費の会計は4処理区ごとに分別管理され、維持管理負担金単価もそれぞれの処理区でそれぞれ設定している。流域下水道特別会計では、平成15年度以降赤字補填を目的とする一般会計からの繰入は行っておらず、過年度の赤字補填用繰入金についても、都南処理区は既に回収済みであり、花北処理区は平成21年度、胆江処理区は平成22年度までに回収完了予定となっている。</p> <p>一関処理区では平成18年度より回収を開始しているが、回収期限は設定されていない。</p> <p>公債費は、一般会計繰入金及び市町村負担金が主たる財源となっている。公債費のうち概ね7割程度は、地方交付税交付金の算定措置対象経費であるため、岩手県では残り3割の交付税未措置分を市町村から回収すべき経費である資本費として管理している。</p> <p>現在資本費は、都南処理区(平成33年度回収完了見込)及び花北処理区(平成37年度回収完了見込)では回収を行っているが、胆江処理区及び一関処理区では回収を行っていない。</p> <p>ただし、胆江処理区及び一関処理区においても管理費に係る赤字補填用繰入金の回収が完了次第、順次資本費の回収を行っていく予定となっている。</p>

流域下水道事業特別会計(意見)

地方公営企業法の適用

下水道事業については、都道府県レベルの地方公営企業法の適用はないが、政令指定都市等の市町村レベルでは、下水道事業について地方公営企業法の適用が多くある。流域下水道事業は、県の事業の中でも企業性が強く、公営企業法の適用は有用なものと考えられる。

浄化センターの管理委託料

当該浄化センターの管理委託契約では、入札落選者が、業務履行保証人になるケースが散見された。

一般の工事契約では、従前では、入札落選者による保証行為は談合の温床になるとして、岩手県をはじめ廃止している。上記のような規模の大きな浄化センターの管理業務を実施可能な業者が限られることは理解できるが、一般の工事契約と同様に談合の防止のため、入札落選者による保証行為は廃止されることが望まれる。

一般競争入札の対象工事の拡大

流域下水道事業の工事契約を見る限り、より競争性の高い条件付一般競争入札のほうが、指名競争入札に比べて落札率が低く、また、入札者が多いほど、落札率が低くなる傾向が見てとれる。その意味で、より競争性の高い入札制度の推進が望まれる。

特に、一般競争入札は、地方公共団体において、原則的な入札方法であり、平成 18 年 12 月に開催された全国知事会の入札改革の指針もあることから、競争性、公正性および透明性を確保するため、一般競争入札の対象工事の拡大を図り、入札金額の低減をはかっていくことが望まれる。